児童手当制度について

制度の目的

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

●受給できる方(保護者)

上三川町に住民登録があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育する父母等のうち、生計中心者。

- ※児童手当における生計中心者とは、父母等のうち、所得の多い方になります。
- ※公務員の方は、勤務先での手続きになりますので上三川町役場では申請できません。

●児童手当の月額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)				
3歳未満	一律15,000円				
3歳以上小学校修了前	10,000円 (※第3子以降は15,000円)				
中学生	一律10,000円				

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限

受給者の所得が限度額以上の場合、児童の年齢に関わらず児童1人当たり一律5,000円支給になります。

扶養親族等の数 (人)	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)		
0	622	833.3		
1	660	875.6		
2	698	917.8		
3	736	960		
4	774	1002.1		
5	812	1042.1		

●支給時期

振込月	6月	10月	2月		
支給対象月	2月~5月分	6月~9月分	10月~1月分		

●申出による徴収

上三川町では、支給される児童手当から、保育所利用者負担額・学校給食費の、申出による徴収 を行っております。

●申請について

お子さまが生まれたときや、転出入したときには、15日以内に手続きが必要になりますので、 住民生活課までお越しください。

●現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けることができるかを確認するためのもので、6月上旬に各家庭に郵送します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶問い合わせ=福祉課 子ども・子育て係 ☎ 56 9130

平成28年度の軽自動車税率

軽自動車税の税率が、平成28年度より、次のとおり改正されます。

●軽自動車の三輪・四輪

地球環境の保護の観点から

- ・13年を経過した車両は20%重課されます。下表(ウ)
- ・環境負荷の少ない車両は、新規登録の翌年度のみ特例として、25~75%軽課されます。

下表(工)

●上記以外

・年税額が改正されます。下表(ア)

表 平成28年度の軽自動車税率

						改正前		改正後					
車種		Ē	車種に	内容		年税額(ア)	旧税額 (イ)	年税額 (ア)	旧税額 (イ)	重課税額 (ウ)	軽課税額	(グリーン (エ)②	·化特例) (工)③
01	æ	_ 一種		50cc以下		1,000円		2,000円					
02	原付	_7	種	90cc以下		1,200円		2,000円					
03	ומו		種	125cc以下		1,600円		2,400円					
11		二輪		250)cc以下	2,400円		3,600円					
12						3,900円	3,100円	3,900円	3,100円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円
13	軽		<u> </u>	г. — Т	乗用	10,800円	7,200円	10,800円	7,200円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
14	自動	mt会	自家用 —		貨物	5,000円	4,000円	5,000円	4,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
15	事	四輪	営業	⊭ m	乗用	6,900円	5,500円	6,900円	5,500円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
16			占未	₹HJ [貨物	3,800円	3,000円	3,800円	3,000円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
20		ボート		ボートトレーラー		2,400円		3,600円					
21	=	輪小	渝小型 250cc超		0cc超	4,000円		6,000円					
31	/]\	農	テー			1,600円							
5	型	耕	トラ			2,200円		2,400円					
34	特	用	コン			2,200円							
35	殊		7	の他]	4,700円		5,900円					
42	ミニカー					2,500円		3,700円					

- ●軽自動車の三輪・四輪については、(ア) ~(エ) により税額が異なります。
- (ア)平成27年4月1日以降に新規登録した車両
- (イ)平成27年3月31日以前に新規登録した車両、改正後においては(ウ)を除く
- (ウ)初年度検査年月から13年を経過した車両(平成14年12月31日以前の車両)
- (エ)平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に新規登録した車両で、
 - ①電気自動車および天然ガス自動車(低排出ガス車(平成21年排出ガス基準10%低減))
 - ②乗 用:燃費基準達成車(平成32年度燃費基準 + 20% 達成)

貨物用: 燃費基準達成車(平成27年度燃費基準 + 35% 達成)

③乗 用:燃費基準達成車(平成32年度燃費基準達成)

貨物用:燃費基準達成車(平成27年度燃費基準 + 15% 達成)

※②、③は、ガソリン燃料車で、低排出ガス車(平成17年排出ガス基準75%低減)に限ります。

※低排出ガス車および燃費基準達成車については、車検証やステッカー等でご確認ください。

▶問い合わせ=税務課 納税係 ☎ 56 9121